

平成30年度日本小児外科学会臨時評議員会議事録

日 時：平成30年10月25日（木）17：00～18：20

場 所：聖路加国際大学本館 アリス・C・セントジョン メモリアルホール 1F

出席者：開会時、出席者数 103名

委任出席者数 131名 計234名

定刻通り越永従道理事長が開会宣言を行なった。定款第30条に定められた成立定足数158名（評議員314名の過半数）を充たしており、本評議員会の成立が確認された。尚、名誉会員1名のご出席をいただいていることが報告された。

続いて注意事項として、閉会・退席時に出席票を提出するよう指示があった。

議長の選出：定款第29条により、八木實会長が議長に選出された。

議事録署名人の選出：議長により、米田光宏（大阪市立総合医療センター小児医療センター小児外科）、大植孝治（兵庫医科大学小児外科）両評議員が推薦され選出された。

議 事

1. 特定非営利活動法人定款施行細則の改定の件

越永理事長より、事務局を委託している学会支援機構の会員管理データベースシステムはエヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ（以下、NTT-PC）が構築したシステムを利用していたが、NTT-PCが会員管理データベース事業を年内で撤退することになったため、評議員選挙システムが来年以降は使用できないことが報告された。それに伴い、年を跨いでいた評議員選挙を評議員選挙システムが使える今年までの日程で運用できる様に規則を改定したと説明があり、承認された。

以下、改定箇所

第19条 2月または3月に → 11月または12月に

第22条 評議員会に → 定例評議員会に

第23条 選挙の前年の12月10日までに → 当該選挙年度の11月10日までに

第24条 選挙の前年の12月25日までに → 当該選挙年度の11月22日までに

第25条 選挙の前年の12月25日までに → 当該選挙年度の11月22日までに

第26条 選挙の年の2月10日までに → 当該選挙年度の12月10日までに

第27条 選挙の年の3月1日までに → 当該選挙年度の12月20日までに

第28条 選挙の年の3月31日まで → 当該選挙年度の12月31日までの

第30条 通常総会の → 総会の

2. 一般社団法人定款案および定款施行細則案の件

越永理事長より、5月に開催された定例評議員会と総会で提案した一般社団法人定款案および定款施行細則案について会員からのパブリックコメントを求め、特に反対意見は無かったこと、変更点も特に無いことが説明され、承認された。なお、設立は2019年4月1日を

予定していること、特定非営利活動法人は財産が無くなった時点で解散すること、特定非営利活動法人が無くなるまでは両団体が並行して存続すること、定款施行細則の一部として委員会規則を新たにHP上で公開することについてあわせて説明がされた。

3. 専門医制度規則等の改定の件

米田施設認定委員会委員長および古村専門医制度委員会庶務委員長より専門医制度規則等の改定について説明があり、承認された。

(1) 専門医制度規則の改定（古村専門医制度委員会庶務委員長）

- 1) 法人格変更に伴い、評議員会を社員総会に変更
- 2) 専門医制度委員会設置を明言
- 3) 今までの教育関連施設を教育関連施設 A に、新たに教育関連施設 B を設置
- 4) 専門医申請に際し、筆頭者としての研究論文または症例報告 1 篇が必須
- 5) 手数料についての値上げはしない
- 6) みなし指導医、特定施設の廃止
- 7) 筆記試験の申込締め切りを4月30日に変更

(2) 新専門医制度（米田施設認定委員会委員長）

- 1) サブスペシャルティ整備基準を日本専門医機構に提出
- 2) 本学会はカリキュラム性を採用（日本外科学会はプログラム性を採用）
- 3) 夏に行った施設へのアンケート結果が 6 割の施設から回答があった
- 4) 現在の指導医が統括責任者になる
- 5) 初期臨床研修期間中の症例は専門医申請に採用できない

[質疑応答]

小室評議員「NCD には NCD 小児外科領域という言葉が無いので分かりづらい。」

古村専門医制度庶務委員長「言葉の使い方については改めて委員会で検討を行う。」

鈴木評議員「専門医や指導医の学術経験について、学会参加に関しては何を提出すればいいのか。」

古村専門医制度庶務委員長「確認ができる証拠書類があるかないかで判断している。」

山田評議員「教育関連施設 A と B の違いが分からない。」

古村専門医制度庶務委員長「専門医制度委員会でも理事会においても議論になった点である。今までの教育関連施設を教育関連施設 A として、条件を緩くした教育関連施設 B を新たに設けた。これは全国の小児外科の均てん化をはかったものである。」

石川評議員「これから認定施設になろうという施設に、専門医や指導医が赴任した場合、3 年後でないと申請ができないのか」

米田施設認定委員長「今の規定だと申請はできない。委員会の検討課題として救済措置については検討していく。」

山根評議員「指導医が不在の施設で、指導医を申請するのと同時に認定施設の申請はできるのか。」

田尻施設認定委員会顧問「指導医がいない時点での申請はできない。認定施設に関しては認定が認められればその年の1月から遡っての認定になる。申請する時点で指導医がいないと認定は認められない。」

鈴木評議員「東京大学は一般外科と一緒に小児外科の研修を行っている。外科全般の関連病院では現在教育関連施設にもなっていない施設があり、そこで研修している時でも研修開始宣言はできるのか。」

米田施設認定委員長「その状態でも研修開始宣言はできる。」

鈴木評議員「あくまでも症例に関しては教育関連施設 A や B の施設でないと認められないということでもいいか。」

田尻施設認定委員会顧問「研修開始宣言をする時は少なくとも小児外科の認定施設群にいないければ開始宣言はできない。対象の先生が研修開始宣言をする時に必ずどこの施設の指導医が認めたのかが確認できなければならない。」

越永理事長「5月の評議員会に先生方に見ていただいたカリキュラム整備基準から2点変更があり、初期臨床研修期間中の症例は認められないこと、もう一つは論文は最低1篇は書かなければならないということ。これはサブスペシャリティ学会の足並みを揃えるというコンセンサスのため。カリキュラム整備基準はこの内容で提出しましたというご報告を先生方に申し上げました。」

4. 第24回評議員選挙の公示

藤野選挙管理委員長より、特定非営利活動法人定款施行細則の改定に伴い、例年とは違う日程の第24回評議員選挙の公示文書が説明された。

5. その他

(1) 越永理事長より、名誉会員の先生からのパブリックコメントが報告され、それに対する回答が説明された。

質問. 小児外科専門医申請要件における年齢で、小児外科領域手術15才という基準と Transition 症例での取り扱いについて。15歳過ぎの患者に対してより積極的に参画しうる小児外科医の育成について

回答. 手術時年齢については、施設認定の際の手術総数は20歳未満でカウントされますが、専門医申請では、16歳未満のみです。なお指導医申請では、キャリアオーバー手術件数として16歳以上20歳以下という条件があります。小児外科疾患については、本学会では、胎児の段階から小児・思春期を経て成人に至り、次世代を出産するまでの過程全般を連続的・総合的にみる小児外科医療、すなわち成育外科医療という幅広い概念で捉えていきたいと

思っております。

15歳過ぎの患者に対してより積極的に参画しうる小児外科医の育成については先生のご意見に賛成いたします。本学会は成育外科医療を学問的立場から広く推し進めようとするものです。小児外科は、そのため専門臓器別分化した外科領域のなかでは、小児のgeneral surgeryを扱う重要な科目と考えております。

Q. わが国の小児外科を築かれてこられた先生方が関与しやすいような学会のあり方について

A. 小児外科医も高齢化が進んでいることは否めない事実です。小児外科指導医数は全国で242名(2017年)であり2005年からほとんど数に増減の変化はありません。これは、65歳以上の先生方の数は年々増加しておりますので、若い指導医の数が減少している事にほかありません。しかし定年制度による年齢とは別に、これまで小児外科に携わってこられた先生方におかれましては、まだまだ若い小児外科医のご指導を仰がなくてはなりません。また学会におきましても、年齢に関わらず大所高所からご指導を賜りたいと思っております。

議長より、以上で予定されていた議題の審議がすべて終了した旨の宣言があり、閉会宣言が行われた。

(閉会時刻：18時20分)

以上

理 事 長 _____

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____